

## 須磨千穎氏の『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』に対する授賞審査要旨

賀茂別雷神社（京都市北区にある上賀茂神社の正式名称。以下では賀茂社と略称する）には、中世に「境内六郷」とよばれる直轄の所領（荘園）があつて、その経済を支える中心となつていた。この六郷のうち、山間部に位置する小野郷を除いた五つの郷には、その田地の一筆ごとに、所在と面積ならびに年貢納入先と耕作者（作人）を調査した検地帳（六巻と六冊）が作製され、伝存している。全五郷にわたる検地としては、宝徳三年（一四五二）と天文一九年（一五五〇）との検地が主要なもので、前者の記録は「地からみ帳」、後者は「検地帳」と題されているが、検地帳と総称する。これら検地帳に記載された耕地の小区画は、延べ六千余筆に達するが、それらを地図上に復元することにより、この地域における田地の中世後期における存在形態を網羅的に明らかにしようとしたのが、本研究の目的であり、その目標を九〇パーセント以上は確実に達成している点で、中世荘園制の研究史の上でも前例を見ない画期的な成果である。

この地域にある賀茂社の所領は、平安時代後期の寛仁元年（一〇一七）に、後一条天皇が母后（藤原彰子）とともに賀茂社に行幸した際に、母后が年少の天皇への神徳の加護を祈願して、皇城鎮護の神である賀茂上下社に、広大な所領を寄進させるようにしたことが、その発端をなしている。その後に変遷があり、鎌倉時代のころから、境内六郷とよばれるとともに、他の領主の領地をほとんど含まない一円所領となつた。五郷の境域は、神社の南に接し、社家町を含む岡本郷と、賀茂川の対岸（右岸）にある河上郷、その南にある大宮郷（西側）と小山郷（東側）、ならびに賀茂川左岸にあつて岡本郷の東南に位置する中村郷とであり、その全域は、現在の賀茂社の対岸のやや上流域から、西南は大徳寺に接し、南は鞍馬口通りの辺り、東は松ヶ崎の中央部に至る、およそ三一〇町歩の広範囲にわたつてゐる。

検地帳の記載を地図上に復元して可視化することは、この後の太閤検地帳や、さらに江戸時代の検地帳を含めて、学界では不可能とされて来た。それがこの地域で可能となつたのは、前記の境内五郷の検地帳に、一筆ごとに「次ノ東」「次ノ北」などという方角記載があつて、次の一筆の位置を明示しているからである。しかし古代の条里制の地割が残存した区域など連続した耕地の場合とはともかく、東とか北とかの方角表示はあつても、その位置は必ずしも明らか

かではない。さまざまな試行錯誤を重ねながら、その位置を特定する作業は困難をきわめる。しかも、地からみ帳（現存するのは、明応九年「一五〇〇」の写本であり、その後に帳面の形ではなく、一葉ずつ貼り継がれた巻物、すなわち卷子本に仕立てられている。）には、紙の欠損により失われた部分のいくつかあることが、作業の過程で判明した。この脱落した部分の発見も、この研究の大きな成果の一つであって、同じ史料を利用する今後の研究に資する所が多い。この困難な作業を、須磨氏は大学卒業後まもなくから、四十余年にわたって継続し、この成果を得たのである。地図上の表現は、明治初年の地租改正に際して作製された地籍図の上に、同時期の字限図の地割線（畦畔・溝）を記入したものに基ついて行われている。

この復元の作業が可能となったのには、上記の検地帳の内容とともに、この五郷の地域の大部分では、昭和三〇年代のころまで、中世以来の耕地の景観、すなわち耕地を区画する畦畔や用水路が、ほぼ中世の姿のまま存在していたという事実があった。須磨氏は、検地帳などによつて中世の耕地のあり方を復元するとともに、現地を歩いてみるにより、その復元が誤っていないことを確認できたのである。現在では、この地域は、都市の住宅地と化して、古来の景観はほとんど失われている。耕地の区画や用水路の位置が、農

業集落の保守性により、変更され難かつたであろうことは、従来から推測されていたが、それを証明した実例としても本研究は貴重である。

賀茂社には、古代の賀茂県主の子孫とされる氏人（うじびと）の集団があり、神主や禰宜など上級の社司の命令を承けて、神事や所領管理などの実務に当たっていた。この氏人のうち一四〇人には、一人あたり五郷で一反ずつ、合わせて五反の田地からの収入が与えられ、死去すると別の氏人にそれが与えられるという、一種の田地割替制度があり、往来田とよばれて、氏人の生活を支えるとともに、その集団の結束を固める役割を果たしていた。前記の検地帳の類も、この氏人の集団（社中）に保管されて来たものであり、往来田の分布も、本研究により初めて明らかになった。なお、近世に至り社領は削減されて二、五七二石となったが、往来田の制度は、地域と規模を変えて存続した。

荘園の研究は、中世社会の基礎構造を探究するものとして、多くの成果が積み重ねられて来ており、特に近年は、文献だけに依存するのではなく、荘園現地の地名・地形・遺跡・伝承などを調査して、荘園の実態を解明することが、一般的に試みられている。しかしそれにもかかわらず、手がかりとなる荘園絵図の類が、きわめて概括的にしか描かれていないことや、現地の実情を包括的に示す検地帳

の類が乏しいことのために、莊園現地の実態を正確に知るには大きな限界がある。その種の研究では、中世莊園のいわば「点と線」までは解明できても、広がりのある「面」としての莊園の実相には、迫り得ないままなのである。その壁を打破したのが本研究であつて、莊園制の研究に一生面を開いたものとして高く評価される。もとよりこの賀茂社の境内六郷は、神領であり、また平安京（京都）の近郊に位置している点で、やや特殊な性格をおびており、直接に一般化することはできないとしても、その点を考慮に入れた上で、今後の莊園史の研究の上に寄与する所はきわめて大きいと思われる。しかも日本の農地の現状は、都市化ばかりではなく、政府の農政上の方針による圃場整備事業の結果、伝統的な形態の多くが失われており、その点からも本研究と同様な方法による耕地の復元は困難となつてゐる。

本書の内容は、検地帳の地図化（地図上の復元）の具体的な経過を詳細に論述した第二章と、その成果を示す全一五葉の付図とが、中心をなしている。その論述は、精密であるとともに明快で、すぐれた着想に富んでいる。なお、第三章は、検地帳の翻刻であつて、今後の研究に資する所が大きい。第四章は、関係ある地名についての精細な考証で、耕作者の居住する村落の位置を説明するなど、第二章の記述の意義をより深め、研究全体を補強している。

\* 『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』、法政大学出版局、二〇〇一年三月。